

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十八条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二 省 略

2 前項の表の各号の第一欄に掲げる法人が、指定期間内に、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定（租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項の規定その他これらに類する法人税の額への加算に関する特例を定めている規定として政令で定め二条の四第八項第二号イからニまでに掲げる規定をいう。以下第十七条の三までにおいて同じ。）を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額に税額控除率を乗じて計算した金額及び第四項第三号において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 10 省 略

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二 同 上

2 前項の表の各号の第一欄に掲げる法人が、指定期間内に、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定（租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項の規定その他これらに類する法人税の額への加算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定並びに同法第四十二条の四第八項第二号イからニまでに掲げる規定をいう。以下第十七条の三までにおいて同じ。）を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額に税額控除率を乗じて計算した金額及び第四項第三号において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

11 第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一

3 10 同 上

章第二節第二款又は第三編第二章第二節（第一百四十三条を除く。）の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定（第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第七十条の二又は第一百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

三項」とする。

第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条第三項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

四 法人税法第一百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節（第一百四十四条（同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

五 法人税法第一百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第四項の規定の適用がある場合における第十一項の規定の適用については、同項中「又は第三編第一章第二節（第一百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除」と、「控除に」とあるのは「控除並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「

同法第七十条の二又は第一百四十四条の二の三」とあるのは、「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第七項並びに法人税法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とする。

14 第二項又は第三項の規定のある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第三項、第四十二条の九第一項及び第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十一の二第二項、第四十二条の十一の三第二項、第四十二条の十二、第四十二条の二第二項、第四十二条の十一の三第二項、第四十二条の十二、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十一の二第二項、第四十二条の十一の三第二項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項及び第三項、第四十二条の十二の四第二項及び第三項、第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十三の規定その他の法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第十七条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、同法第四十二条の四第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

15 省略

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二 省略

257 省略

8 前条第十一項から第十三項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

12 第二項又は第三項の規定のある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の六第二項及び第三項、第四十二条の九第一項及び第二項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十一の二第二項、第四十二条の十一の三第二項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項及び第三項、第四十二条の十二の四第二項及び第三項、第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十三の規定その他の法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第十七条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、同法第四十二条の四第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

13 同上

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二 同上

257 同上

8 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは、「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは、「この款並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地

促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第一百四十四条中「」と、「とあるのは「」」と「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「」と、「とあるのは「」」と「法人税額の特別控除」の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「に対する法人税の額（震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と同法第一百四十四条の四第一項第三号中「。」の規定」とあるのは「。」並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と同項第四号及び同条第二項第二号中「。」の規定」とあるのは「。」並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項の規定」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする。

9・10 省略

（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の三 省略

257 省略

（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の三 同上

9・10 同上

第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の二の三第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の

特別措置

第十七條の三 省略

第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

第十七條の三 同 上

第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十二条第一項第二号中の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「）」と、「とあるのは「」」と、「と、同法第一百四十四条の額（震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除了した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除了した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「。」の規定」とあるのは「。」及び震災特例法第十

七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「。」の規定」とあるのは「。」及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「。」の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」とする。

6・7 省略

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二 省略

2・3 省略

4 第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三の二第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の三の二 同上

2・3 同上

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「」と、「とあるのは」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同

法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「。」の規定とあるのは「。」及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「。」の規定とあるのは「。」及び震災特例法第十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」とする。

5・6 省略

（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の三 省略

2・3 省略

4 第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三の三第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の三の三 同上

2・3 同上

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まざ前条」とあるのは「まざ同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十

七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第一百四十四条中「」と、「とあるのは「」」と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十一条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十一条の二第一項中「前節」とあるのは「前節」とあるのは「。」及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「。」の規定「とあるのは「。」及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「。」の規定「とあるのは「。」及び震災特例法第十七条の三の三第一項の規定」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節」とあるのは「。」及び震災特例法第十七条の三の三第一項」とする。

5・6 省略

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第十七条の四 第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに前三条の規定の適用がある場合（これらの規定の適用がある事業年度について青色申告書を提出する場合に限る。）における租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定、震災特例法第十七条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の三第一項の

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第十七条の四 第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに前三条の規定の適用がある場合（これらの規定の適用がある事業年度について青色申告書を提出する場合に限る。）における租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定、震災特例法第十七条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の三第一項の

規定を含む。以下この条において同じ。)」と、「当該各号に定める金額を」とあるのは「当該各号に定める金額(震災特例法第十七条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第四項を除き、以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「第四十二条の十二の四第三項」とあるのは「第四十二条の十二の四第三項の規定、震災特例法第十七条の二第三項、第十七条の二の二第三項又は第十七条の二の三第三項」とあるのは「第四十二条の十二の四第三項の規定、震災特例法第十七条の二第四項第三号、第十七条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第二条第三十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「該当するものその他これ」とあるのは「該当するもの、震災特例法第十七条の二第四項第三号、第十七条の二の二第四項又は第十七条の二の三第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものその他これらとの金額」と、同条第四項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第二条第三十

二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「第六十八条の十五の八第一項各号」とあるのは「震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の八第一項各号」とする。

2 省 略

(電子情報処理組織による申告の特例)

第二十二条の二 法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人である法人がこの章(次条から第三十三条までを除く。)の規定(これに基づく命令を含む。)その他法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における同法第二編第一章第三節第二款の二の規定の適用については、同法第七十五条の三第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章(第二十三条から第三十三条までを除く。第三項において同じ。)(法人税法等の特例)の規定(これに基づく命令を含む。同項において同じ。)、同法第二十二条の二(電子情報処理組織による申告の特例)に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章の規定、同法第二十二条の二に規定する政令で定める規定、」とする。

(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十五条の二 省 略

2 11 省 略

12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定(以下この項において「法人税法税額控除規定」という。)による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定(第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。)による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第八十一条の十七に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十五条の二 同 上

2 11 同 上

12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十一条の十七まで(税額控除)」又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二十五条の二第二項若しくは第三項(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項(連結法人が復興産業集積区域等において機

二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「第六十八条の十五の七第一項各号」とあるのは「震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の七第一項各号」とする。

2 同 上

械等を取得した場合の法人税額の特別控除」とと、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十五条の二第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする。

第二項又は第三項の規定のある場合における法人税法第一編第一章の二（第二節第二款を除く。）及び地方法人税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第八十一条の十三第二項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、震災特例税額控除規定により当該震災特例税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

三 法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げる連結所得

械等を取得した場合の法人税額の特別控除」とと、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十五条の二第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする。

の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十三、第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十六を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

- 四 法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。
- 五 地方法人税法第十五条第一項に規定する減算調整額には、震災特例税額控除規定により当該震災特例税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額を含むものとする。

14
租税特別措置法第六十八条の九十一第四項又は第六十八条の九十三の三第四項の規定の適用がある場合における第十二項の規定については、同項中「控除並び」のあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除並びに租税特別措置法第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法」とあるのは「同法第六十八条の九十一第七項及び第六十八条の九十三の三第七項並びに法人税法」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とする。

- 15
第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項及び第三項、第六十八条の十三第一項及び第二十八条の十四第二項、第六十八条の十四の二第二項、第六十八条の三第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五第二項及び第三項、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の五第二項及び第三項、第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の七の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めに関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、同法第六十八条の九第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条

13

第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項及び第三項、第六十八条の十三第一項及び第二十八条の十四第二項、第六十八条の十四の二第二項、第六十八条の三第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五第二項及び第三項、第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の七の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、同法第六十八条の九第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条

する法律第二十五条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に除特例規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

16 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十五条の二の二 省略

257 省略

8 前条第十二項から第十四項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

の「第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

14 第五項から第十一項まで及び前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十五条の二の二 同上

257 同上

8 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）

第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金

109 省略

(連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 第二十五条の二の三 省略

257 省略

8 第二十五条の二第十二項から第十四項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第二十五条の二の三第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

109 同上

(連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 第二十五条の二の三 同上

257 同上

8 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十一条の十七まで(税額控除)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二十五条の二の三第二項若しくは第三項(連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項(連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項(連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項(連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計

額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法)とあるのは「(法人税法)とする。

算)」とあるのは「前節(税額の計算)並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項(連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法)とあるのは「(法人税法)とする。」

10 9 省略
第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三 省略

254 省略

5 第二十五条の二第二項から第十四項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第二十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三 同上

254 同上

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十一条の十七まで(税額控除)」又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とある

のは「及び震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法」とする。

6 省略

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第二十五条の三の二 省略

2・3 省略

4 第二十五条の二第十二項から第十四項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第二十五条の三の二第一項」と読み替えるものとする。

6 省略

7 第二項から第四項まで及び前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第二十五条の三の二 同上

2・3 同上

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難

対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第二十五条の三の二第一項(連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の二十二第二項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び震災特例法第二十五条の三の二第一項(連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法」とあるのは「(法人税法」とする。

5 省略
6 第二項から前項までに定めるものほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三省略

2・3省略

4 第二十五条の二第二項から第十四項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第二十五条の三の三第一項」と読み替えるものとする。

(連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三の三 同上

2・3 同上

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十一条の十七まで(税額控除)」又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二十五条の三第一項(連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の十七中の「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第二十五条の三の三第一項(連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の

省略

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十五条の四 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに前三条の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の八の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定及び震災特例法第二十五条の三

同上

6 第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十五条の四 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに前三条の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定及び震災特例法第二十五条の三

の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。)」と、「当該各号に定める金額を」とあるのは「当該各号に定める金額(震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第四項による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第四項を除き、以下この条において同じ。)」を」と、同条第二項中「第六十八条の十五の五第三項」とあるのは「第六十八条の十五の五第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第四項を除き、以下この条において同じ。)」とあるのは「該当するものその他の金額」とあるのは「該当するものその他の金額」と、同条第四項中「青色申告書」とあるのは「同条第三十一号に規定する確定申告書」と、「第四十二条の十三適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもののその他これららの金額」と、同条第四項中「青色申告書」とあるのは「同条第三十一号に規定する確定申告書」と、「第四十二条の十三

の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。)」と、「当該各号に定める金額を」とあるのは「当該各号に定める金額(震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第二項に規定する税額控除限度額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三の三第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第四項を除き、以下この条において同じ。)」を」と、同条第二項中「第六十八条の十五の五第三項」とあるのは「第六十八条の十五の五第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第四項を除き、以下この条において同じ。)」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「同条第三十一号に規定する確定申告書」と、「該当するものその他これらとの他の金額」と、同条第四項中「青色申告書」とあるのは「同条第三十一号に規定する確定申告書」と、「第四十二条の十三

第一項各号」とあるのは「震災特例法第十七条の四第一項の規定により読み替えられた第四十二条の十三第一項各号」とする。

2 省略

(連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例)

第三十条の二 法人税法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がこの章（第十五条から第二十二条の一まで及び次条から第三十三条までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における同法第二編第一章の二第三節第二款の二の規定の適用については、同法第八十一条の二十四の二第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章（第十五条から第二十二条の一まで及び第三十一条から第三十三条までを除く。第三項において同じ。）（法人税法等の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第三十条の二（連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章の規定、同法第三十条の二に規定する政令で定める規定」とする。

第一項各号」とあるのは「震災特例法第十七条の四第一項の規定により読み替えられた第四十二条の十三第一項各号」とする。

2 同上

(東日本大震災により被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等の免税)

第四十条の三 東日本大震災により被災した鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者が東日本大震災により同法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供することができなくなつた鉄道施設（同法第八条第一項に規定する鉄道施設をいう。以下この条において同じ。）であつて同法第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項若しくは第六項の規定による届出に係るもの（以下この条において「被災鉄道施設」という。）に代わるものとして建設する鉄道施設で当該被災鉄道施設の状況その他の事情を勘案して政令で定めるものの敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取

得をした場合において、当該土地（当該被災鉄道施設の敷地の状況その他その事情を勘案して政令で定める面積を超えない部分に限る。）の所有権の保存若しくは移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記（第四十条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十九号）の施行の日の翌日から平成三十年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税）

第四十条の四 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）第五十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備する工場又は事業場の用に供する仮設建築物であつて東日本大震災により著しい被害を受けた市町村の区域の復興に資するものとして政令で定めるものの建築をした場合には、当該仮設建築物の所有権の登記については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十九号）の施行の日の翌日から平成三十年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税）

第四十条の三 省略

（被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例）

第四十三条の二 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等（租税特別措置法第八十七条第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）の製造者が、平成二十三年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十日までの間をいう。以下この項において同じ。）の開始前一年間に

第四十条の五 同上

（被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例）

第四十三条の二 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等（租税特別措置法第八十七条第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）の製造者が、平成二十三年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十日までの間をいう。以下この項において同じ。）の開始前一年間に

における酒類の製造場から移出した清酒等のそれぞれの酒類（酒税法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるもの）を除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（当該千三百キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（当該千三百キロリットルまであるものに係る酒税の税額は、同法第二十三条並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条の二の規定にかかるわらず、同項の規定により計算した金額に百分の九十三・七五を乗じて計算した金額とする。

2・3 省略

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

第五十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（次項において「機構」という。）が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第一百四十七号）第十五条第一項第十三号に掲げる業務に関して作成する印紙税法別表第一第一号の課税物件の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。

2 省略

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

第五十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（次項において「機構」という。）が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十三号に掲げる業務に関して作成する印紙税法別表第一第一号の課税物件の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。

2 同上